

2021年1月12日

2021年1月7日からの大雪により被災された
お客さまに対する電気料金等の特別措置について

2021年1月7日からの大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申しあげます。

当社は、この大雪に伴う被害により、災害救助法が適用された秋田県の4市2町1村、新潟県の6市およびその周辺地域17市8町2村の計40市町村^{※1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、1月12日に経済産業大臣宛に認可申請を行い、同日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日^{※2}の延伸

被災されたお客さまの2020年12月（支払期日が災害救助法適用日^{※3}以降となるものに限り、））、2021年1月および2月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{※4}）は申し受けません。

3. 工事費負担金^{※5}の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2021年7月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費^{※6}の免除

被災されたお客さまが、2021年7月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年7月末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、2021年7月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料^{※7}は申し受けません。

※1、3

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

電気料金等の特別措置の適用対象市町村（1月11日時点：40市町村）

<災害救助法適用日：1月7日>

■災害救助法適用対象市町村（7市町村）

秋田県：横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、
雄勝郡東成瀬村

■隣接市町（15市町）

岩手県：一関市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町

秋田県：秋田市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市

宮城県：栗原市、大崎市

山形県：新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町

<災害救助法適用日：1月10日>

■災害救助法適用対象市（6市）

新潟県：長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市

■隣接市町村（12市町村）

新潟県：新潟市、三条市、小千谷市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、
西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、
中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目を行います。

※4 不使用料金は、基本料金の半額。

※5、6、7

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただくものをいいます。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社お客さまセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

お客さまセンター TEL. 0120-175-466

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

《お申し込み窓口》

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

岩手県

- 岩手支店生活提案グループ（盛岡市紺屋町1番25号）
- 岩手県南営業所お客さま提案課（北上市本通り四丁目11番12号）

秋田県

- 秋田支店生活提案グループ（秋田市山王五丁目15番6号）
- 秋田県北営業所お客さま提案課（大館市字長倉126番地）
- 秋田県南営業所お客さま提案課（横手市前郷二番町11番24号）

宮城県

- 宮城県北営業所お客さま提案課（大崎市古川中里一丁目4番11号）

山形県

- 最上村山営業所お客さま提案課（天童市天童中一丁目4番1号）

新潟県

- 新潟支店生活提案グループ（新潟市中央区上大川前通五番町84番地）
- 新発田営業所お客さま提案課（新発田市新栄町三丁目1番34号）
- 新潟県央営業所お客さま提案課（三条市旭町一丁目11番2号）
- 長岡営業所お客さま提案課（長岡市城内町三丁目1番地）
- 柏崎営業所お客さま提案課（柏崎市東本町二丁目3番20号）
- 上越営業所お客さま提案課（上越市大町二丁目2番24号）

以 上